令和6年度第2回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和6年5月30日(木)午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

第2回 教育委員会議事日程

- 1 日 時 令和6年5月30日(木)午後4時30分
- 2 場 所 登別市民会館 小会議室
- 3 議案
 - 報告第2号 教職員人事の内申に係る臨時代理について
 - 議案第1号 登別市タブレット端末等持ち帰り利用規程の制定について
 - 議案第2号 登別市立学校教職員の訓告等に関する規程の制定について
 - 議案第3号 登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - 議案第4号 登別市社会教育委員の委嘱について
 - 議案第5号 登別市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 議案第6号 登別市立図書館協議会委員の任命について

4 情報提供

- (1) スマートフォン等についてのアンケート調査分析
- (2) 令和5年度登別市いじめ不登校等の状況について
- (3) 令和5年度巡回パトロール活動及び街頭指導等の状況について
- (4) 令和5年度不審者等出没状況について

5 出席者

(教育委員会3名)

教育長 安宅 錦也 委員 赤井 秀輝

委 員 堅田 裕

(事務局13名)

教育部長	舘下 貴子	教育部参与	菅田	浩之
教育部次長	西川原 邦彦	総務グループ総括主幹	古村	健
総務グループ建築主幹	南雲 宏明	学校教育グループ総括主幹	林倉	邦明
学務主幹	秋葉 洋範	学校給食センター長	松田	大輔

社会教育グループ総括主幹大越智輝地域クラブ活動推進主幹相澤恭介文化・文化財主幹菅野修広図書館長鈴木貴寛総務グループ山中慧崇

安宅教育長: ただいまの出席委員は3名であります。定足数に達しておりますので、 これより令和6年度第2回教育委員会を開会いたします。本日の議事については、 報告1件、議案6件、情報提供4件となってなっております。となっております。

最初に、報告第2号「教職員人事の内申に係る臨時代理について」を議題とします。

報告第2号については、報告内容に個人情報が含まれますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書き」により非公開とすることを発議しますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長: 異議無いものと認めます。報告第2号については非公開とすることに決定されました。関係者以外、傍聴者も含めて退室と会場の閉鎖をお願いします。

[関係者以外退室、会場閉鎖]

〔会場開鎖〕

安宅教育長:次に、議案第1号「登別市タブレット端末等持ち帰り利用規程の制定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

林倉学校教育グループ総括主幹:議案第1号、「登別市タブレット端末等持ち帰り利用規程の制定について」ご説明いたします。

資料の、3ページをお開きください。

タブレット端末については、国のGIGAスクール構想を受け、令和3年度から 児童生徒に1人1台のタブレット端末を導入し、長期休業中や災害等による臨時休 業中に、オンライン家庭学習に対応できるよう環境整備を行っているところです。

平常時から端末を持ち帰ることで、端末の活用機会を拡充するとともに、宿題や授業の予習・復習といった児童生徒の基礎学力の定着・向上が図られることから、端末を自宅で利用する際に必要な事項を定めるため、規程を制定するものであります。

なお、この規程は、令和6年6月1日からの施行を予定しております。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

安宅教育長:ただ今、議案第1号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり。)

安宅教育長:これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長: 異議ないものと認めます。したがって、議案第1号については、原案の とおり決しました。

次に、議案第2号「登別市立学校教職員の訓告等に関する規程の制定について」 を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

林倉学校教育グループ総括主幹:議案第2号、「登別市立学校教職員の訓告等に関する規程の制定について」につきまして、ご説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。

市町村立学校に勤務する教職員については、法令違反や服務義務違反などの非違 行為があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、北海道教育委員会が 「懲戒処分の指針」に照らし、戒告、減給、停職、免職のいずれかの懲戒処分を行 っているところです。

この指針に示す懲戒処分を行うまでには至らないような非違行為があり、かつ対象となる教職員に対してその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図る必要があると認められる場合については、市町村教育委員会が服務の監督上の措置として訓告や厳重注意等を行うことになりますが、明確な法的根拠がないことから、市教育委員会において規程を制定するものであります。

なお、この規程については、公布の日からの施行を予定しております。

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

安宅教育長:ただ今、議案第2号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

赤井委員:これについては今まで指針がなかったということでしょうか。

林倉学校教育グループ総括主幹:ご認識のとおりです。

赤井委員:わかりました。

安宅教育長:これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長:異議ないものと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を 議題とします。事務局からの説明をお願いします。

松田給食センター長:議案第3号は、「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」であります。

登別市学校給食センター運営委員会は、登別市学校給食センター条例第5条第2項の規定により設置しており、教育関係者や学識経験者を有する各団体からの推薦を受けた10名の委員で構成されております。

この度、構成団体である登別市校長会から、

柴田 政人 氏の後任として松田 周一 氏

横山 康彦 氏の後任として毛利 憲二 氏

の推薦がありましたので、後任委員として委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、委嘱期間は前任の残任期間の令和6年11月30日までとなっております。 また、14ページには新旧対照表と関係法令を掲載しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

安宅教育長:ただ今、議案第3号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり。)

安宅教育長:これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長: 異議ないものと認めます。したがって、議案第3号については、原案の とおり決しました。

次に、議案第4号「登別市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務 局からの説明をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹:議案第4号「登別市社会教育委員の委嘱について」 ご説明いたします。資料15ページをお開きください。

登別市社会教育委員につきまして、令和6年5月31日をもって任期満了となるため、登別市社会教育委員に関する条例に基づき、12名の委員の委嘱を行うものであります。12名の委員のうち、9名が再任、3名が新任となります。

なお、委員は関係団体からの推薦によるもののほか、市内でさまざまな活動を行っている団体から候補となる方の情報をいただくなどしながら、ご本人の意向を確認のうえ選出しております。

任期につきましては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間であります。

詳細につきましては、資料16ページの議案第4号資料のとおりとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

安宅教育長:ただ今、議案第4号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり。)

安宅教育長:これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長: 異議ないものと認めます。したがって、議案第4号については、原案の とおり決しました。 次に、議案第5号「登別市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。 事務局からの説明をお願いします。相澤推進主幹お願いします。

相澤地域クラブ活動推進主幹:議案第5号「登別市スポーツ推進委員の委嘱について」 ご説明いたします。

資料17・18ページをご覧ください。

登別市スポーツ推進委員につきまして、15名のうち7名が任期満了となることから、スポーツ基本法及び登別市スポーツ推進委員会設置条例の規定により7名の委員の委嘱を行うため教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、7名のうち5名が再任、2名が新任となっており、新任となる「杉本 泰伸(やすのぶ)」氏と「山田 奈積(なつみ)」氏は、両名とも、登別市スポーツ協会から推薦された方となります。

任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となります。 詳細は資料のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

安宅教育長:ただ今、議案第5号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり。)

安宅教育長:これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長:異議ないものと認めます。したがって、議案第5号については、原案の とおり決しました。

次に、議案第6号「登別市立図書館協議会委員の任命について」を議題とします。 事務局からの説明をお願いします。館長お願いします。

鈴木図書館長:議案第6号 登別市立図書館協議会委員の任命について ご説明申し 上げます。

お手元の議案書19ページをご覧ください。

現任委員の任期が令和6年5月31日をもって満了することから、図書館法および 登別市立図書館条例の規定により議案書記載の5名を委員として任命したく、承認 を求めるものであります。

5名のうち再任は3名です。登別市校長会から推薦を頂いた 松田 周一 氏と、 青葉小学校で図書ボランティアとして活動されている及川 奈緒 氏の2名を新任 委員として選出しています。

なお、任期は令和8年5月31日までの2年間です。

また、任命にあたっての根拠法令等の関係条文は議案書20ページに記載しておりますとおりです。

以上でございます。ご審議宜しくお願い致します。

安宅教育長:ただ今、議案第6号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり。)

安宅教育長:これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長: 異議ないものと認めます。したがって、議案第6号については、原案の とおり決しました。

以上で本日の議事については全て終了となります。次に事務局の方から情報提供 をお願いします。

(1) から(4) まで順にお願いします。だは参与お願いします。

菅田参与:スマートフォン等についてのアンケート調査分析について情報提供いたします。対象につきましては、小学校4年生以上の市内小中学校の児童生徒です。

資料の1ページをご覧ください。「スマートフォン所持率」は、集団の推移、3年間の比較、ともに年々増加していることが明らかです。小4で35%、小6で55%、中1で80%、中3で90%を超える勢いです。スマートフォン所持率の低年齢化が進んでいます。また、SNSの利用が年々増加する傾向にあります。よく使用するSNSはLINE(ライン)やYouTube(ユーチューブ)が挙げられます。正しい利用方法や危険性について、学校・家庭で早い段階で指導し、指導を継続していく必要性を強く感じます。

2ページ「使用状況」をご覧ください。平日の使用時間は、2時間以上が小4で3割、小5・小6で4割、中1・中2で5割を超え、中3で7割に迫る勢いです。休日の使用時間は、平日と比べて、2時間以上がどの学年でも10パーセント以上増加しています。また、中学校に進学すると遅い時間まで使用している生徒が急増することから、中学校入学時、使用についての指導や生活のリズムを整えることを徹底する必要があります。

3ページ「使用時刻」をご覧ください。小中学生ともに、学年が上がるにつれて、遅くまで使用する傾向にあります。小学生は10時以降の使用、中学生は12時以降まで使用する生徒が増加しており、中3で12時以降の使用が20%に迫るほどです。就寝時刻や生活リズムが学業や健康に及ぼす影響などを考慮し、粘り強く指導を継続する必要があります。

4ページ「家庭のルール」、「フィルタリング設定」をご覧ください。学年が上がるにつれて、ルールがない家庭が多くなり、ルールが緩くなったり、形骸化している状況が見られます。また、フィルタリング設定に対する意識の低さも顕著に見られる現状です。引き続き、家庭への指導・啓発を早い段階から行う必要があります。

5ページ「及ぼす影響」も同様の傾向です。学年が上がるにつれて、トラブルあり、勉強がおろそか、生活リズムの崩れ、全て増加する傾向にあります。家庭のルールがないことから、夜遅くまで使用することもでき、それによって生活リズムも崩れ、勉強がおろそかになる。これらは全て連動していると言えます。また、今回は、SNSでつながった人との関わりについての実態を調査しました。SNSで知り合った人と「ゲームをする」「連絡を取り合う」「直接会う」ことへの危機感や抵抗感は学年が上がるにつれて薄れている傾向があり、非常に心配です。現状の数値は高くないものの、危険性が潜んでいることを認識し、些細なトラブルが大きな問題や事故等につながらないよう、学校・家庭で指導を継続していく必要があります。

学校では、児童生徒に対して、精一杯、考えられる限りの指導をしています。室 蘭警察署や各携帯電話会社、NPO法人の講師を招くなどして、情報モラル教育に 関する授業や講演を行っています。引き続き、児童生徒への指導を徹底することは もちろんですが、それ以上に家庭への啓発が大きな課題です。

子どもたちが育っている環境は、常に身近にスマートフォン等があり、インターネットを使ったSNSの利用、動画視聴、友人とのコミュニケーション、ゲームや情報検索などが保護者を通さず、自由にできる環境です。今後も情報化社会、デジタル化は加速度的に進みます。子どもたちを危険から守るためにも、子どもたちにメリット・デメリットを十分理解させ、学校と家庭の連携のもと、情報モラルやメ

ディア・リテラシー教育として、発達段階に応じて、自ら考え、問題を解決していく力、判断力、危険回避の力を育てていく必要があると考えます。

以上で、情報提供を終わります。

安宅教育長: (1) について説明ありましたけれども、非常に大きな問題で今取り組 みについてお話ありました。よろしいですか。

堅田委員:前にも言いましたが、危険性で言うと最近やはり薬物と闇バイトについては、必ずスマホが関わっているので、出来ればその辺も併せて、特に中学生ぐらいになってくると、引っかかるという言い方は悪いですが、関わってくる可能性はあるのではと思うので、そこも含めて指導して頂けたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

安宅教育長:という事でよろしくお願いします。他にありますか。では(2)秋葉学務主幹お願いします。

秋葉学務主幹: 令和5年度登別市いじめ不登校の状況について情報提供いたします。 情報提供資料の6ページをご覧ください。

はじめに、表1「じめの認知件数」をご覧ください。

令和5年度のいじめ認知件数は、小学校594件、中学校81件、合計675件でした。この中で、重大事案はありませんでした。

また、令和5年度の終わり頃、嫌な思いをしている児童生徒が合計7名おりました。いじめの解消は、90日間継続して嫌な思いをしていないことが条件となっておりますので、今年度も引き続き、経過観察をしております。

ちなみに括弧内は、令和4年度の数値ですが、令和4年度より認知件数が大幅に増えております。これは、児童生徒が対人関係で嫌な思いをしたら全ていじめと認知するという、いじめの定義の理解が広まったことによるものです。

続きまして、表2「不登校出現数」をご覧ください。

令和5年度の不登校出現数ですが、小学生が9名、中学生は39名、合計48名でした。このうち、小学生1名、中学生2名が不登校を解消し登校できるようになりました。

続きまして、表3「不登校出現率」をご覧ください。

令和5年度の不登校児童生徒の出現率は小学生が0.49%、中学生が4.3 9%でした。

令和5年度の北海道及び全国における不登校出現率はまだ公表されていませんので空欄としております。

続きましては、表4不登校児童生徒や学校に馴染めない児童生徒が通っている 「適応指導教室『鬼っ子広場』と健千窯の利用状況」をご覧ください。

令和5年度は、小学校は、鬼っ子広場の利用者がいませんでした。健千窯の利用は6名でした。中学校は、鬼っ子広場の利用者が5名、健千窯の利用者が11名、計22名でした。

続きまして、表5「教育相談件数」をご覧ください。

令和5年度の教育相談ですが、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が4件、「学校・教師への不満」に関する相談が4件、「問題行動への指導」に関する相談が1件、「進路・進学」に関する相談が1件、「障がいをもつ子」に関する相談が2件、「不登校」に関する相談が10件、合計22件でした。

以上で終わります。

安宅教育長: 今いじめ不登校等についての状況について説明がありました。何かご質 疑等ございますか。よろしいですか。だんだん増えているという部分では、中の対 策も必要になってくるという事です。

ではないようですので、(3)・(4)合わせて大越総括の方からお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹:「情報提供(3)令和5年度巡回パトロール活動及 び街頭指導等の状況について」説明させていただきます。別冊資料の7ページをご 覧ください。

青少年センターにおける令和5年度の市内巡回パトロール実施状況についてでありますが、通常巡回のほか特別巡回を実施しており、令和5年度は延べ856回、延べ1、310人で実施いたしました。

街頭指導の内容につきましては、自転車の乗り方のほか、主に路上でのスケートボードやキックスケーターに対する指導などとなっております。

続きまして、「情報提供(4)令和5年度不審者等出没状況について」説明させていただきます。別冊資料の18ページをご覧ください。

令和5年度、登別市青少年センターに通報があった不審者出没情報は13件で、 令和4年度から5件の減となっています。

出没情報が多かった地域としては、登別本町が4件、次いで登別東町と若草町が それぞれ2件となっております。

被害児童生徒で最も多いのは、女子児童が18人、次に男子児童が11人となっております。

出没情報の時間帯は15時台が7件と最も多く、内容は声掛けが6件、盗撮が4件などとなっております。

そのほかにつきましては、資料でご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

安宅教育長: それでは今、巡回パトロール及び街頭指導の状況、不審者等の出没状況 について説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

安宅教育長: それでは、ないようですので、すべての案件が終了しましたが、委員の 皆様より、何か情報提供等ございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり。)

安宅教育長:最後に、6月の定例教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお願いします。

古村総務グループ総括主幹:定例の教育委員会につきましては、毎月最終木曜日に開催しているところでありますので、6月については、6月27日木曜日16時30分からと考えております。

安宅教育長:それでは、事務局より提案のありました6月27日木曜日16時30分で皆様のご都合はよろしいでしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

安宅教育長:では、決定とさせていただきます。詳細につきましては、また後日事務 局よりお知らせ願います。

以上で本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。